

最高裁秘書第3753号

平成30年9月14日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第40号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年9月11日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 濟問日等

##### (1) 濟問日

9月11日

##### (2) 濟問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

最高裁判所が、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づき、全司法労働組合に関して作成し、又は取得した文書

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、7月12日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づき作成又は取得した文書を探索したところ、対象となる文書は存在せず、また存在した形跡もな

かった。したがって、本件申出に係る文書を作成又は取得していない。  
イ よって、原判断は相当である。